



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月10日金曜日 第1886号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|----------------------------|-----|
| 行政書士法第14条の規定に基づく処分の実施..... | 868 |
| 指定自立支援医療機関の指定..... | 868 |
| 土地改良区の管理規程の認可(2件)..... | 868 |
| 解除予定保安林(2件)..... | 870 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 871 |

公 告

| | |
|-------------------------------|-----|
| 高品質アコヤガイ系統保存機器の購入..... | 871 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 872 |
| 採石業務管理者試験の実施..... | 872 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1343号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の規定に基づき、次の

とおり行政書士の処分を行った。

平成19年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 被処分者

- (1) 住所
今治市鐘場町二丁目1番36号
- (2) 氏名
高田義之
- (3) 登録番号
第87390844号

2 処分の内容

業務の禁止

○愛媛県告示第1344号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------|----------------|---------------------------|----------------|---------------|
| 医療法人倬清会横山病院 | 西条市小松町新屋敷甲286 | 医療法人倬清会 理事長 横山 闌 | 精神通院医療 | 平成19年 8月1日 |
| トマト調剤薬局 | 松山市枝松一丁目9番45号 | 株式会社徳島共和薬品 代表取締役 野上 孝男 | 精神通院医療 (薬局) | 平成19年 8月1日 |
| フクダ薬局西之端店 | 新居浜市中村一丁目5番38号 | 有限会社フクダ薬局 代表取締役 福田 啓子 | 精神通院医療 (薬局) | 平成19年 8月1日 |

○愛媛県告示第1345号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、道後平野土地改良区の通谷調整池(操作室、通信施設及びその他の附帯施設を含む。以下「調整池」という。)の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成19年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア 調整池の満水位は標高80.50メートル、最低水位は標高66.00メートルとする。

イ 調整池管理責任者(以下「管理者」という。)は、原則と

して毎年6月5日までに調整池の貯水を満水位にするものとする。

ウ かんがい用水のための利用は、標高66.00メートルから標高80.50メートルまでの容量、最大867,093.5立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア 調整池に貯留された水は、次の各号の一に該当する場合には限り放流するものとする。

- (ア) 調整池の維持保存のため必要と認めるとき。
- (イ) 斜樋の点検整備のため必要と認めるとき。
- (ウ) その他やむを得ない理由により放流の必要があるとき。

イ 管理者は、調整池から放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、関係土地改良区、砥部

町、警察署その他の関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア 毎年6月6日から10月6日までをかんがい期間とする。

イ かんがい用水のための調整池からの取水量は、5月10日から6月10日までの苗代期にあつては毎秒0.095立方メートル、6月10日から6月30日までの移期にあつては毎秒2.004立方メートル、7月1日から10月6日までの普通期にあつては毎秒1.1338立方メートルを基準とする。

ウ 調整池に流入する永立寺池からの導水及び通谷池の水利権者の使用水量は、補給水量を含め383,000立方メートル(かんがい期間)とし、分水量は毎秒0.095立方メートルの範囲内で南部幹線水路赤坂線1号分水工及び主堤下流かんがい施設から分水するものとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 調整池の操作、点検及び整備に関する事項

ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械、器具及び観測のために必要な設備、管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整備を行わなければならない。

イ かんがい用水の取水を行うときは、調整池の水位及び取水に応じて斜樋スルースゲートの開度を調節しつつ取水するものとする。

ウ 斜樋ゲートの操作は、次の各号により行うものとする。

- (ア) 斜樋ゲートの開閉は、停電その他の事故等により、やむを得ず手動操作とするほかは電気駆動とすること。
- (イ) ゲートを操作する場合は、電流計及び開度指示計に注意し、ゲートの昇降を確かめること。
- (ウ) ゲートの戸当たり部分に塵芥がかからないよう注意すること。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとるときは、道後平野土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の指示を受け職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の気象台、砥部町、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (ウ) 調整池への主な流入水源である永立寺池よりの導水について、永立寺池管理者と協議し、永立寺池余水吐施設において放流するよう調整を図ること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県伊予郡砥部町において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、かんがい期間において、異常湧水等によって必

要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

オ 管理者は、常に水路管理者と連携し、分水について次のことについて注意しなければならない。

- (ア) 調整池への貯水のとき
- (イ) 洪水及び降雨に関する注意報又は警報の発せられた場合の分水工の操作
- (ウ) 洪水等における赤坂幹線水路への分水制限

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係
天気、降雨量
- (イ) 水象関係
水位、流入量、取水量

イ 管理者は、調整池管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) アによる調査又は観測の結果
- (イ) 調整池の状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の時刻、開度、取水量
- (オ) その他調整池の管理に関する事項

○愛媛県告示第1346号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、道後平野土地改良区の佐古ダム(管理事務所、電気施設、通信施設及びその他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。)の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成19年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア ダムの満水位は標高144.10メートル、最低水位は標高128.20メートルとする。

イ ダムの貯水量は、旧佐古池用水と裏作用水に区分して管理するものとする。

ウ 貯水方法は通年貯水とし、旧佐古池用水を優先して貯水するものとする。

エ 旧佐古池用水の基準貯水量は100,000立方メートルとし、基準貯水量を下回ることが予想される場合は、面河ダムから必要量を注水する。

オ かんがい用水のための利用は、標高128.20メートルから標高144.10メートルまでの容量、最大1,020,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時を除き、原則として下流の水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。

イ ダム管理責任者(以下「管理者」という。)は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、関係土地改良区、東温市、愛媛県、松山南警察

署及び国土交通省四国地方整備局に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は、旧佐古池かんがい期にあっては5月5日から10月31日まで、裏作かんがい期にあっては10月7日から翌年の6月5日まで、面河補給かんがい期にあっては6月6日から10月6日までとする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、旧佐古池用水にあっては最大毎秒0.510立方メートル、裏作用水にあっては最大毎秒0.222立方メートルを基準とする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
- (イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。
- (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
- (エ) その他やむを得ない必要があるとき。

イ 放水口ゲート及び副バルブは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
- (イ) かんがい用水を放流する必要があるとき。
- (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
- (エ) その他やむを得ない必要があるとき。

ウ 取水口ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (ア) かんがい用水を取水する必要があるとき。
- (イ) 10月6日以降へ注水量を持ち越すことが予想される時。
- (ウ) その他やむを得ない必要があるとき。

エ 注水口ゲート及び副バルブは、かんがい用水の必要水量を面河ダムよりダムに注水する場合に限り、これを操作するものとする。

オ 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つため、その点検及び整備を行わなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (ア) 松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (イ) その他洪水が予想される時。

イ 管理者は、洪水警戒体制をとるときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (ア) 関係の气象台、市町、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県東温市において震度階級4以上の地震が発表されたとき又はダム底部に設置した地震

計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震のときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めるときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (ア) 気象関係
天気、気温、降雨量
- (イ) 水象関係
水位、流入量、放流量、取水量

イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後で必要があると認めるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

ウ 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度、堤圧及び漏水量について調査又は観測を行わなければならない。

エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) アによる調査又は観測の結果
- (イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量
- (オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第1347号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西条市飯岡字北山1512の10、1512の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第1348号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 8月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市勝岡町1268の9
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------------|---------------------------|--|
| 19松局建（開）第23号 平成19年7月27日 | 東温市南方字厚美2973番4 | 松山市南久米町171番地10 グランフィルス久米東203号 桑原康久 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

高品質アコヤガイ系統保存機器の購入

(2) 購入物品名及び数量

高品質アコヤガイ系統保存機器 1式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成20年1月31日

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成19年9月25日（火）午前9時から平成19年9月27日（木）午前10時29分まで。

紙入札方式による場合は、2(2)の証明書類提出後から平成19年9月27日（木）午前10時29分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成19年9月27日（木）午前10時30分

愛媛県庁舎 総務管理課入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

(ア) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札方式による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

(イ) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Pearl shell system save machinery of high quality , 1 set
 (2) Time limit of tender: 10:29 a.m. , 27 September
 (3) For further information , please contact: Supplies

Procurement Section , General Administration Division ,
 General Affairs Department , Ehime Prefectural Government ,
 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
 TEL 089 912 2156

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|----------------------------|---------|--------------------|--|
| 平成19年 7月27日 | 特定非営利活動法人 アクティブボランティア21 | 楠 野 義 計 | 愛媛県松山市天山二丁目 3 番26号 | この法人は、不特定かつ多数の者に対して、保健・福祉の増進、社会教育・まちづくりの推進、スポーツの振興、環境の保全及び浄化、国際協力及び子どもの健全育成に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。 |

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成19年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 試験の日時
平成19年10月12日（金）10時
- 受験願書の提出期間
平成19年 9月12日（水）から同月21日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地进行を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所